附　則

この規則は、平成21年６月18日から改正施行する。

（21. 6.16　第３回理事会決議）

・　第３条第１項の八及び同条第８項を追加
・　第４条(資格試験センター準備室の設置)を削除及びこれに伴い、第５条以降順次繰り上げ
・　第４条第１項の二十の「資格試験センター準備室」を「試験事務課」に変更及び所掌事務を変更・追加並びに同条同項の二十一に「登録事務課」及び所掌事務を追加
・　第５条第５項を追加及びこれに伴い、第５項以降順次繰り下げ（第５条第７項「第５項の～」を同条第８項「第６項の～」に変更）

附　則

この規則は、平成22年６月15日から改正施行する。

（22. 5.13　第２回理事会決議）

・　第３条第１項の七の「相談センター」を「貸金業相談・紛争解決センター」に変更
・　第３条第７項の二を追加及びこれに伴い、同条同項の二を三に変更
・　第４条第１項の十七の所掌事務を修正・追加、同条同項の十八に「紛争受付課」及び所掌事務を新たに追加（これに伴い、十九以降順次繰り下げ)、同条同項の十九の所掌事務を修正・追加、同条同項の二十一の所掌事務を一部削除及び同条同項の二十二の所掌事務を修正・追加
・　第５条第４項の「相談センター」を「貸金業相談・紛争解決センター」に変更、同条第６項乃至第７項に「室・」を追加修正
・　第７条第１項～第３項の「部長」を「部長又はセンター長」に､「部」を「部又はセンター」に修正、また「室長」を追加
・　第９条に「センター長、室長」を追加
・　第10条の「課」を「部署」に修正

附　則

1　この規則は、平成22年10月１日から改正施行する。

2　前項の規定にかかわらず、第３条第５項の一に係る改正は､平成22年７月１日から施行する。

（22. 9.28　第６回理事会決議）

・　第３条第５項の一の「研修課」を「システム課」に変更
・　第４条第１項の一第26号及び第27号を追加挿入、これに伴い第26号を第28号に繰り下げ
・　第４条第１項の二第10号を削除、これに伴い第11号以降を順次繰り上げ
・　第４条第１項の十二の「研修課」を「システム課」に変更し、所掌事務を集約・追加
・　第４条第１項の十三第４号を削除、これに伴い第５号以降を順次繰り上げ
・　第４条第１項の十四第５号及び第６号を削除
・　第４条第１項の十五第３号及び第４号を削除、これに伴い第５号を第３号に繰り上げ及び第４号、第５号、第６号を追加

附　則

この規則は、平成25年４月１日から改正施行する。

（25. 3.19　第12回理事会決議）

・　第３条第１項の一を「総務部」、二を「業務企画部」、三を「会員業務部」、四を「規律審査部」に変更し、これに伴い、従前の「四」を「五」に繰り下げ並びに「七」及び「八」を「六」及び「七」に繰り上げ
・　第３条第２項「管理部」を「総務部」に変更
・　第３条第３項に「業務企画部」を新設し、同条同項の一に「会員加入促進登録課」、二に「企画課」、三に「消費者啓発課」、四に「貸金戦略課」を新設
・　第３条第４項に従前の「コンプライアンス部」を「会員業務部」に変更し、同条同項の二を従前の「業務課」を「コンプライアンス課」に変更、また、同条同項の三に「業務研修課」を新設し、従前の「広告審査課」を同条同項の四に繰り下げ
・　第３条第５項に従前の「規律審査室」を「規律審査部」として新設し、同条同項の一に「調査課」を、二に「審査課」を新設
・　第３条第６項に、従前の同条第４項を繰り下げ
・　従前の第３条第５項及び同条第６項を削除
・　従前の第３条の２を削除し、第３条の２「事務局に内部監査室を設置する。」を新設
・　第４条第１項の一に、従前の「総務企画部」を削除し､「総務課」を繰り上げ、同条同項の一第１号に、従前総務企画部所掌事務の総会や理事会等の運営に関することを移管、これに伴い、従前の一第１号以下順次繰り下げ、また､同条同項の一第13号に、従前の第13号「総務企画部」を「業務企画部企画課」に変更［第13号については、人事課、経理課も同様］し、従前の「第12号」を「第14号」に繰り下げ、同条同項の一第15号から第18号までの従前会員部システム課所掌事務を移管
・　第４条第１項の二第９号に「職員の研修等に関すること」を追加、これに伴い、従前の「第９号」を「第10号」に繰り下げ
・　第４条第１項の四に「会員加入促進登録課」を新設し、四第１号から第６号までの従前の会員部会員課所掌事務を移管
・　第４条第１項の五に「企画課」を新設し、五第１号から第21号までの従前の総務企画部所掌事務を、また、五第22号から第26号までの従前の企画調査部所掌事務を移管
・　第４条第１項の六に「消費者啓発課」を新設し、六第１号及び第２号に従前の企画調査部所掌事務を移管
・　第４条第１項の七に「貸金戦略課」を新設し、七第１号及び第２号に従前の企画調査部所掌事務を移管し、また、七第３号に「協会員との交流等（意見交換含む）に関すること」を追加
・　第４条第１項の八に、従前の「五」を繰り下げ、従前の「第６号」を「第１号」に変更、第２号に「自主規制部門調整に関すること」を追加、第３号に従前の企画調査部所掌事務を移管、従前の第１号から第４号を第４号から第７号に繰り下げ、従前の第５号を削除
・　第４条第１項の九に、従前の六「業務課」を「コンプライアンス課」に変更し、従前の第２号を削除、九第２号から第４号までの事務を追加
・　第４条第１項の十に「業務研修課」を新設し、十第１号及び第２号に従前の企画調査部所掌事務を移管、十第３号に「学習支援プログラムに関すること」を追加
・　第４条第１項の十一に、従前の同条同項の七を繰り下げ
・　第４条第１項の十二に「調査課」を新設し、十二第１号及び第２号に従前の規律審査室所掌事務を移管、また、十二第３号に「協会員会社等の個人情報漏えい報告に関すること」を追加
・　第４条第１項の十三に「審査課」を新設し、十三第１号及び第２号に従前の規律審査室所掌事務を移管
・　第４条第１項の十四に、従前の同条同項の八を繰り下げ
・　第４条第１項の十五に、従前の同条同項の九を繰り下げ
・　第４条第１項の十六に、従前の同条同項の十を繰り下げ
・　第４条第１項の十七に、従前の同条同項の十一を繰り下げ、十七第３号に「監査結果に基づく会員指導に関すること」を追加
・　従前の第４条第１項の十二「システム課」、十三「会員課」、十四「調査課」、十五「広報ＣＳＲ課」及び十六「政策企画課」を削除
・　第４条第１項の十八に、従前の十七を繰り下げ、十八第５号に「紛争解決等業務に関する規則・細則の改正案の策定に関すること」を追加、以下従前の第５号以下を順次繰り下げ
・　第４条第１項の十九に、従前の十八を繰り下げ
・　第４条第１項の二十に、従前の十九を繰り下げ、二十第４号の「㈶～」を「公益財団法人～」に変更
・　従前の第４条第１項の二十「規律審査室」を削除
・　第４条第１項の二十三に「内部監査室」を新設し、二十三第１号から第６号までの従前の総務企画部所掌事務を移管

経　理　規　則

第１章　総則

（目的）

第１条　この規則は､定款第67条の規定に基づき、本協会の予算、決算及びその他の経理業務を正確かつ迅速に処理する基準を定め、もって事務能率の向上を図ることを目的とする。